

## 厚生労働省における目標管理型政策評価の実施状況等

平成 23 年 12 月 12 日

厚生労働省政策統括官付政策評価官室

### I. 厚生労働省の政策評価の枠組み（参考資料 参照）

- 厚生労働省では、基本計画（5 年毎）と実施計画（毎年度）を作成し、これに基づき評価を実施。
- 本年度は、9 つの基本目標、24 の施策大目標、87 の施策中目標、150 の施策小目標を設定し、施策中目標単位に実績評価書等を作成。
- 平成 24 年度より、第 3 期中期計画期間が始まることから、現在、中期計画、実施計画等の策定作業を行っている。

### II. 目標管理型の政策評価の実施・活用状況等

#### 実績評価（事後評価）

- 平成 23 年度の実績評価については、東日本大震災の影響等を踏まえ、全 87 の施策中目標のうち 6 の施策に限定して、試行的に厚生労働省カスタマイズ標準様式を用いて実績評価書を作成。
- その他 81 の施策については、モニタリング結果報告書を作成。

#### 事前分析表

- 本年度、実績評価書を作成した 6 つの政策を対象に、試行的に厚生労働省カスタマイズ様式を用いて事前分析表を作成。

#### カスタマイズ様式の内容

別添 1-2、2-2 参照

### III. 今後の課題

- 実施計画（別添 3 参照）と実績評価書及び事前分析表との関係の整理。
- 全事業を対象とする「行政事業レビュー」との関係の整理（実績評価書とのリンク、事業評価書（予算）との関係の整理）。
- 実績評価、事業評価（予算、租税）、R I A 等の予算要求等への反映方策の検討。
- 実績評価等の効率的な実施（87 の施策の実績評価を行う必要あり）。
- より適切な指標や目標値の設定及びその把握方法等の検討（厚生労働行政の政策の中には、測定指標や目標値の設定や把握が困難なものが多い）。
- 他省庁の効果的な実施方法の検討（指標の評定等）。

以 上

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（素案）

別添1-1

(〇〇省22-①)

施策名								
施策の概要								
達成すべき目標								
施策の予算額・執行額等	区分	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)						
執行額(千円)								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)				

測定指標	指標A	基準値	実績値					目標値
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	年度ごとの目標値							
	指標B	基準値	実績値					目標値
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	年度ごとの目標値							
	指標C	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	年度ごとの目標							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	
	目標期間終了時点の総括	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	作成責任者名 (※任意記載)	政策評価実施時期
-------	-------------------	----------

# 実績評価書様式

別添1-2

※ 斜め文字二重下線標示欄が変更箇所

(厚生労働省23(●-●-●))

<b>施策目標名</b>								
施策の概要								
<b>施策の背景・枠組み</b> (根拠法令、政府決定、関連計画等)								
<b>予算書との関係</b> ・関連税制								
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)						
	執行額(千円、d)							
執行率(%、d/(a+b+c))								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)			

測定指標	指標1	基準値	実績値					目標値
		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
	年度ごとの目標値							
	指標2	基準値	実績値					目標値
		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
	年度ごとの目標値							
	【参考】指標3	実績値						
		-	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	-
-							-	

評価結果と今後の方向性	<b>有効性の評価</b>	
	<b>効率性の評価</b>	
	<b>【評価の総括】 現状分析 (施策の必要性の評価)と 今後の方向性</b>	

評価結果の政策への反映の方向性	<b>予算について</b>	
	<b>税制改正要望について</b>	
	<b>機構・定員について</b>	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

参考・関連資料等	
----------	--

担当部局名	作成責任者名	評価書作成日
-------	--------	--------

平成23年度実施施策に係る事前分析表(素案)

(記載イメージ)

(〇〇省23-①)

別添2-1

施策名	□□な△△の向上		担当部局名							作成責任者名 (※任意記載)	〇〇課長 〇〇 〇〇		
	〇〇を推進する	□□を推進する	政策体系上の位置付け	〇〇局	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課				
達成すべき目標	すべての〇〇が……な程度に……できるように△△を実現												
測定指標	基準値	目標値	目標年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	年度ごとの目標値			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	50%	70%	平成25年度	〇%	〇%	70%	—	—	—	—	—		・本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、x x年までに□□%にすることをとされているため
1 〇〇調査における△△率 (※4カ年計画の場合の記入例)	平成21年度	70%	平成25年度	〇%	〇%	70%	—	—	—	—	—	・〇〇基本計画(閣議決定)の成果指標として□□適合基準率が、75%(H22)→83%(H27)→90%(H32)と規定されているため	
2 □□適合基準率 (※10カ年計画の場合の記入例)	平成22年度	90%	平成32年度	—	—	—	—	83%	中間段階において50%に満たない場合には、計画の見直しを実施				
測定指標	基準	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
3 〇〇事業計画の推進 (※5カ年計画の場合の記入例)	計画対象事業の制約の拡充	〇〇事業計画の完了	平成26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	事業の進捗を管理するための計画の策定			〇〇事業計画の完了	
	〇〇事業計画の完了	〇〇事業計画の完了	平成26年度	対象事業選定の洗い出し	事業の進捗を管理するための計画の策定	〇〇事業計画の完了	〇〇事業計画の完了	—	—	—	・□□における第〇次△△計画(閣議決定)において、「平成〇年度までに……〇〇事業を完了する。」と規定されているため		
達成手段(開始年度)	21年度	22年度	23年度	達成手段の概要							達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容		
(1) 〇〇事業 (平成〇年度)(関連:23-II)	…億円(…億円)	…億円	…億円	1	…	…	…	…	…	…	…	〇〇整備率: 〇% (〇〇の満足度: 〇%)	
	…億円(…億円)	…億円	…億円	2	…	…	…	…	…	…	…	〇〇事業を実施することにより、主要な〇〇などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができるため	
(2) 〇〇事業 (平成〇年度)	…億円(…億円)	…億円	…億円	1	…	…	…	…	…	…	…	…	
(3) 〇〇に関する租税特別措置 (平成〇年度)	—	—	—	2	…	…	…	…	…	…	…	…	
(4) x x 租制の適切な運用 (平成〇年度)	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	

23年度実施施策に係る事前分析表 厚生労働省

(厚生労働省23(●-●-●))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策中目標>施策小目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	施策中目標の名称と政策体系番号を記載				担当部局名	作成責任者名
	基本年度	目標年度	23年度	最新値		
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 【施策小目標1】..... 【施策小目標2】.....				〇〇局〇〇課	〇〇課長 〇〇〇〇
予算書との関係	本施策は、予算の以下の項に対応しています。 【項】.....【平成23年度予算額:〇〇円】 【項】.....【平成23年度予算額:〇〇円】				政策体系上の位置付け	
施策の費量・枠組み (細則法令、政府決定、関連計画等)	施策中目標がどのような前提の上に成り立っているのか、国と地方自治体、民間等との役割分担がどうなっているか、施策の柱について、掲載法令等に拠るか、つ、わかりやすく平易な文章で解説。				関連施策	
測定指標	基準年度	目標年度	23年度	最新値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
1 〇〇調査における△△率	平成21年度 50%	平成25年度 70%	〇%	〇%	年度ごとの目標を複数年度に向かって設定していること、はまれ、最終目標+当該年度目標なので、欄を修正。	
2 〇〇〇に占める...△△の割合	平成21年度 50%	平成25年度 40%	-	〇%	理状分析(施策の必要性)の欄の記載等と引きつけて記入。履査結果が公表されているURLがある場合は示す。	
3 〇〇の基本方針を定めること	重要な方針決定、法案提出等が予定されている場合には記載する。いつまでといった目標年度があれば合				目標値の水準の適切性等を検証できるよう、最新値の欄を追加。	
4 (参考) 〇〇率(〇〇年度より)	平成19年度 50%	平成20年度 40%	平成21年度 =	平成22年度 〇%	平成23年度 =	目標設定には適さないが、施策の状況を把握するためにおさえておきたい指標を(参考)として記載。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 21年度 ...億円 (...億円)	23年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要		
〇〇事業 (1) (平成〇年度)	...億円 (...億円)	...億円	1	...	...	達成手段の目標 〇〇満足度: 〇%(〇〇の 整備率:〇%)
〇〇事業 (2) (平成〇年度)	...億円 (...億円)	...億円	2	...	...	達成手段の目標は、行政事業レビューシートに記載した内容を参照する。 .....
〇〇に関する租税特別措置 (3) (平成〇年度)	-	-	1	...	...	.....
x x 規制の適切な運用 (4) (平成〇年度)	-	-	2	...	...	.....
.....	...	...	...	...	...	.....

「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成23年度)」(平成23年5月19日)より抜粋

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策中目標	④施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧平成22年(度)目標値(達成水準)	⑨最新値(年度)									
基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する																	
施策大目標 3 がん、脳卒中、心臓病等への対応、合意に基づく予防接種の推進、健康づくりの推進等により、国民の健康を支援する																	
Ⅳ-3-4	健康局結核感染症課(結核感染症課長: 亀井美登里)  健康局疾病対策課肝炎対策室(肝炎対策室長: 神ノ田昌博)	Ⅳ-3-4 感染症の発生・まん延を防止する			＜施策中目標に係る指標＞												
					1 感染症指定医療機関充足率	おおむね100%/毎年度	おおむね100%	90.2% (平成21年度)									
					2 予防接種の接種率(麻疹・風疹)	おおむね95%/毎年度	おおむね95%	麻疹: 86.9% 風疹: 86.9% (平成21年度)									
					3 結核患者罹患率の推移	人口10万人対比15人以下/平成23年度	人口10万人対比18人以下	19.0 (平成21年)									
					4 肝疾患診療連携拠点病院の設置都道府県数	47都道府県/平成23年度まで	47都道府県	44都道府県 (平成21年度)									
		施策小目標 1	感染症対策の充実を図ること	・感染症指定医療機関の施設整備 ・感染症発生動向調査事業 ・定期予防接種(麻疹・風疹)の普及啓発事業 ・結核対策特別促進事業 ・性感染症検査・相談関係事業	＜施策小目標に係る指標＞												
					感染症指定医療機関充足率 ※施策中目標に係る指標1と同じ	おおむね100%/毎年度	おおむね100%	90.2% (平成21年度)									
					予防接種の接種率(麻疹・風疹) ※施策中目標に係る指標2と同じ	おおむね95%/毎年度	おおむね95%	麻疹: 86.9% 風疹: 86.9% (平成21年度)									
					結核患者罹患率の推移 ※施策中目標に係る指標3と同じ	人口10万人対比15人以下/平成23年度	人口10万人対比18人以下	19.0 (平成21年)									
		施策小目標 2	新型インフルエンザ対策を推進すること	・感染症指定医療機関の施設整備 ・感染症発生動向調査事業 ・新型インフルエンザ対	＜施策小目標に係る指標＞												
			感染症指定医療機関充足率 ※施策中目標に係る指標1と同じ	おおむね100%/毎年度	おおむね100%	90.2% (平成21年度)											
施策小目標 3	肝炎対策を推進すること	・肝炎治療特別促進事業(肝炎医療費助成事業) ・特定感染症検査等事業(肝炎ウイルス検査等事業) ・健康増進事業(肝炎対策分)	＜施策小目標に係る指標＞														
			肝疾患診療連携拠点病院の設置都道府県数 ※施策中目標に係る指標4と同じ	47都道府県/平成23年度まで	47都道府県	44都道府県 (平成21年度)											
			肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の開催数	都道府県平均2回/毎年度	都道府県平均2回	1.4回 (平成21年度)											
			肝疾患診療連携拠点病院肝疾患相談センターにおける相談件数	前年度以上/毎年度	設定無し	11,384件 (平成21年度)											
評価予定表	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>モニ</td> </tr> </table>				19	20	21	22	23	実績【重】	実績【重】	実績【重】	実績【重】	モニ	備考		
19	20	21	22	23													
実績【重】	実績【重】	実績【重】	実績【重】	モニ													

## 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成23年度)」(平成23年5月19日)より抜粋

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策中目標	④施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧平成22年(度) 目標値(達成水準)	⑨最新値 (年度)
---------	-------------	--------	--------	---------	----------------------	---------------------	------------------------	--------------

## 1 政策評価の基本的枠組

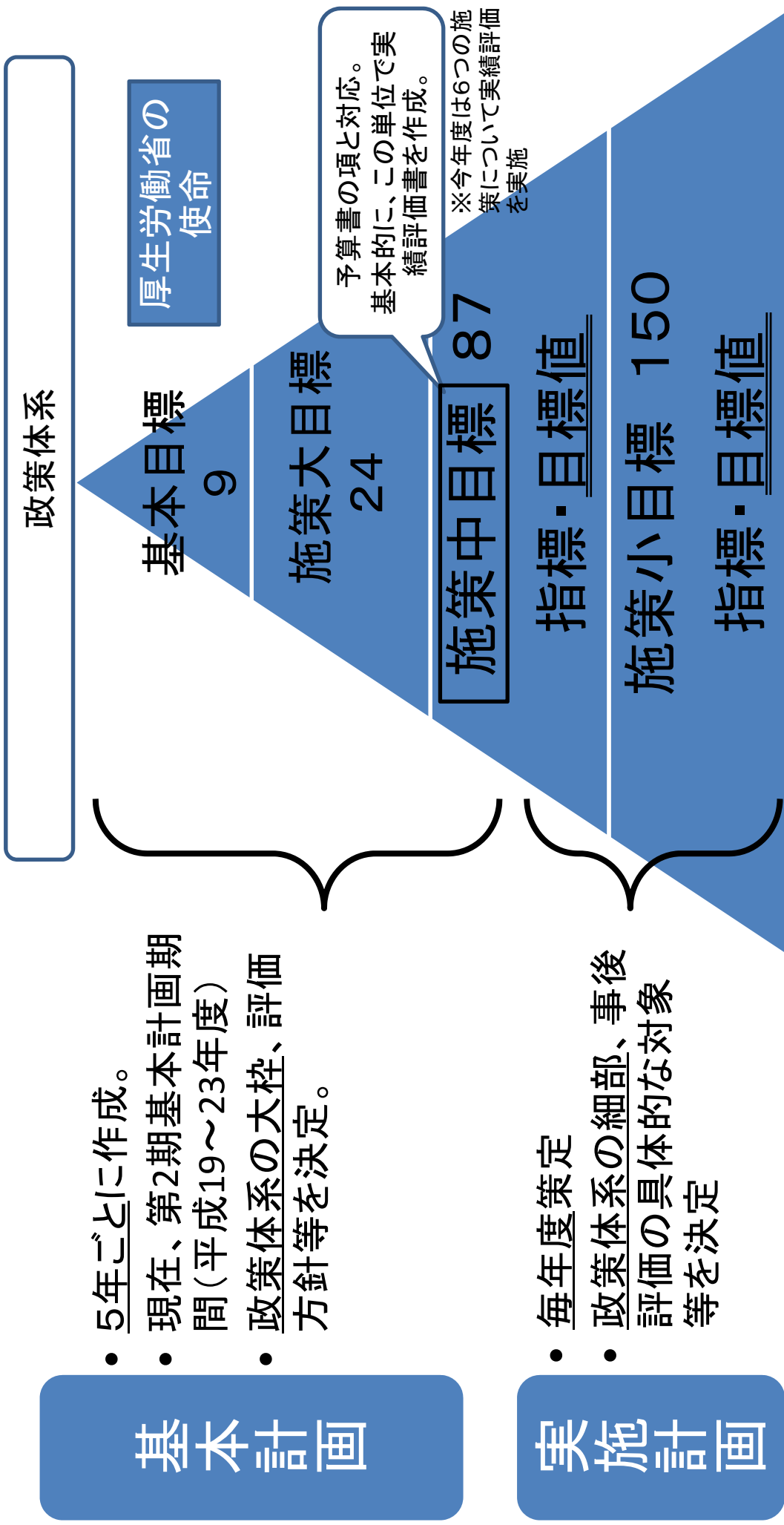
- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づき、各府省は、有識者の意見を聞きつつ、政策や事業について、事前や事後に、自己評価を実施することとされている。
- 政策評価は、同法に基づき、基本計画(5年毎)を定めるとともに実施計画(毎年度)を定めて実施することとされ、今年度においては、5月に厚生労働省組織目標に基づき基本計画の改定及び実施計画の策定を行い、これに基づき評価を実施。
- 評価の実施に当たっては、9の基本目標、24の施策大目標、87の施策中目標、150の施策小目標を設定して行うこととされ、このうち施策中目標が予算書の項と対応しており、施策中目標ごとに実績評価書等を取りまとめている。
- 評価結果は、各部署の予算概算要求や組織定員要求及び税制改正要望等に反映している。

## 2. 政策評価結果

- ◆ **実績評価(事後評価)** ※厚生労働省が実施する全政策について、達成すべき目標を設定し、これに対する取組や実績を総括し、達成度合いを評価する手法
  - ・東日本大震災の影響等を踏まえ、全政策のうち6つの政策に係る実績評価を実施。  
残りは、モニタリング評価を実施。
- ◆ **事業評価(事前・事後)** ※個々の事業を対象に、事前に政策効果等の推計、事後に当該事業の継続等を評価する手法
  - ・予算事業について、9件の事前評価、9件の事後評価を実施。
- ・税制について、15件の事前評価、1件の事後評価を実施。
- ◆ **総合評価** ※特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、課題等を把握・分析する手法
  - ・特定のテーマ9件の総合評価を実施。
- ◆ **成果重視事業評価** ※複数年度にわたる事業について、各年度ごとに設定した目標の達成状況や政策効果を評価する手法
  - ・3件の成果重視事業評価を実施。



# 基本計画と実施計画と政策体系



## 基本計画

- 5年ごとに作成。
- 現在、第2期基本計画期間(平成19～23年度)
- 政策体系の大枠、評価方針等を決定。

## 実施計画

- 毎年度策定
- 政策体系の細部、事後評価の具体的な対象等を決定

\* 政策評価に関する有識者会議(政策統括官参集)を、夏(実績評価書取りまとめ時)・冬(計画策定時)に開催し、有識者の意見を聴取している。評価書は所管部局が作成する(自己評価である)。

# 政策評価の対象と評価方式

事前評価  
(政策決定前)

事後評価  
(政策決定後)

大 (政策)

評価対象の  
まとまりの  
大きさ

(事務事業) 小

## 事業評価 (事前/事後)

- ・ 予算要求等を伴う新たな政策であって、1億円以上の費用を要する重点的な施策又は10億円以上費用が見込まれるもの。
- ・ 租税特別措置の新設、拡充、延長
- ・ 規制の改廃
- ・ 研究開発
- ・ 公共事業等

## 実績評価

- ・ 予算書の「項」と対応し、政策を87に分けて、評価(厚生労働省が実施する全政策をカバー)
- ・ 毎年度、評価書を作成。

- ・ 一定期間経過後に、当初期待していた効果が上がったか等を検証

## 総合評価

- ・ 制度の改廃等、特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、課題等を把握・分析

平成23年度施策中目標

施策中目標		23年度 (22年度の実績を評価)		
I 1 1	生活保護	ナショナルミニマム(健康で文化的な最低限度の生活)の基準の設定に向け、検討する。	-	
I 1 2		生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	-	
I 2 1		生活困窮防止	第二のセーフティネット(求職者支援制度の創設等)を整備する	-
I 2 2			雇用保険制度の安定的かつ適正な運営により、求職活動を容易にするための保障を図る	-
I 2 3			ホームレスの方や、日常生活を送る上で特別な援護が必要な方の地域での自立を支援する	-
I 3 1		福祉から就労へ	生活保護世帯の自立を支援する → I-1-2(生活保護を適切に実施する)参照	-
I 3 2	母子家庭の母等の自立を支援する → III-1-6(ひとり親家庭の自立を支援する)参照		-	
II 1 1	雇用の「量」	ハローワークの需給調整機能の強化、労働者派遣事業の適正な運営確保により、労働力需給のミスマッチ解消を図る	-	
II 1 2		地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る	-	
II 1 3		高齢者、障害者、若年者等労働者の特性に応じ、就労支援や失業の防止を図る	-	
II 1 4		多様な職業能力開発の機会を確保する	-	
II 1 5		若年者のキャリア形成を支援する	-	
II 1 6		障害者、母子家庭の母等のキャリア形成を支援する	-	
II 1 7		技能の継承・新興を推進する	-	
II 2 1		雇用の「質」	労働条件の確保・改善を図る	実績
II 2 2	労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する		-	
II 2 3	労働災害に被災した労働者等に対し、迅速かつ適正な労災保険給付を行う		-	
II 2 4	労働災害に被災した労働者等の社会復帰に向けたりハビリ等を支援する		-	
II 2 5	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進する		-	
II 2 6	安定した労使関係の形成を促進する		-	
II 2 7	個別労働紛争の解決を促進する		-	
II 2 8	豊かで安定した勤労者生活の実現を図る		-	
II 3 1	均等	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する	-	
III 1 1	子育て	妊産婦、乳児及び幼児の保健指導及び健康診査等母子保健衛生対策の充実を図る	-	
III 1 2		地域における子ども・子育て支援策を推進する	-	
III 1 3		就学前児童の保育ニーズに対応した保育サービスを確保する	-	
III 1 4		児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること	-	
III 1 5		児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する	実績	
III 1 6		ひとり親家庭の自立を支援する	-	
III 1 7		子ども手当の支給により、子ども一人ひとりの育ちを支援する	-	
III 1 8		仕事と家庭の両立を支援する(再掲) → II-3-1(男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進する)参照	-	
IV 1 1	医療	地域の医療連携体制を構築する	-	
IV 1 2		医療需要に見合った医療従事者を確保する	実績	
IV 1 3		医療従事者の資質の向上を図る	-	
IV 1 4		医療安全確保対策を推進する	-	
IV 1 5		政策医療を向上・均てん化させる	-	
IV 1 6		医薬品、医療機器	新医薬品・医療機器の創出等を促進するとともに、医薬品・医療機器産業の振興を図る	-
IV 1 7			新医薬品・医療機器を迅速に提供する	-
IV 1 8			医薬品等の品質確保、安全対策を徹底する	-
IV 1 9			医薬品の適正使用を推進する	-
IV 1 10			安全で安心な血液製剤を安定的に供給する	-
IV 2 1	医療保険	全国民に必要な医療を保障できるよう、高齢者医療制度改革を含め、医療保険制度を安定的・効率的に運営するために取り組む	-	
IV 2 2		生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図る	-	
IV 3 1	個別疾病	適正な移植医療を推進する	-	
IV 3 2		難病対策、ハンセン病対策、エイズ対策を推進する	実績	
IV 3 3		原子爆弾被爆者等を援護する	-	
IV 3 4		感染症	感染症の発生・まん延を防止する	-
IV 3 5			ワクチン等を安定的に供給する	-

IV 3 6	↓	健康 づくり	地域の保健医療体制を確保する	-	
IV 3 7		健康づくりを推進する	-		
IV 3 8		危機	健康危機管理体制を整備する	-	
IV 4 1		↓	公衆 衛生	食品等の安全性を確保する	-
IV 4 2				安全で質が高く災害に強い水道を確保する	-
IV 4 3				麻薬・覚せい剤等の乱用を防止する	実績
IV 4 4				国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止する	-
IV 4 5				生活衛生の向上・推進を図る	-
IV 5 1		↓	介護	医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する	-
IV 5 2				高齢者の介護予防・健康づくりを推進し、生きがいづくり及び社会参加を推進する	-
IV 6 1	↓	年金	年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する	実績	
IV 6 2			公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る	-	
IV 6 3			企業年金等の健全な育成を図る	-	
IV 6 4			企業年金等の適正な運営を図る	-	
IV 7 1	↓	障害者	障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備し、障害者の地域における生活を支援するとともに、自殺対策を推進する。	-	
IV 8 1		戦傷 病者・ 戦没者 遺族等	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等を行う	-	
IV 8 2			戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉する	-	
IV 8 3			中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援する	-	
IV 8 4			旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達する	-	
IV 9 1		福祉 人材	福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図る	-	
IV 9 2		災害	災害時の被災者等に対し適切な支援を実施する	-	
V 1 1		↓	財源	格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を提示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。	-
V 2 1	社会 保険 料徴 収		労働保険適用徴収業務の適切かつ円滑な実施を図る	-	
V 2 2			公的年金制度の適用・徴収事務を適切かつ効率的に行う → IV-5-2(公的年金制度の信頼を確保するため、公的年金制度の適正な事業運営を図る)参照	-	
V 2 3			医療保険の適用・徴収事務を適切かつ効率的に行う → IV-1-10(国民に必要な医療を保障できるよう、医療保険制度を安定的・効率的に運営する)参照	-	
V 2 4			介護保険制度の徴収事務を適切かつ効率的に行う → IV-5-1(医療・介護一体改革の推進、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者を支援する)参照	-	
VI 1 1	↓	役割	規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む	-	
VI 2 1		成長 戦略	「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する	-	
VI 3 1		国際 化	国際機関の活動へ参加・協力し、国際社会に貢献する	-	
VI 3 2			二国間等の国際協力を推進する	-	
VI 3 3			国際化に対応した施策を推進する → 感染症対策はIV-2-5・6(感染症の発生・まん延を防止する、ワクチン等を安定的に供給する) 食品対策はIV-3-1(食品等の安全性を確保する) 年金の二国間協定はIV-5-1(年金制度改革の道筋をつけ、国民に信頼される公的年金制度を構築する) 外国人労働者対策はII-1-3(高齢者、若年者等労働者の特性に応じ、雇用の創出や失業の防止を図る)参照	-	
VI 3 4		科学 技術	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保する	-	
VI 3 5		厚生労働分野の科学技術の研究開発を推進する	-		
VI 3 6	IT化	電子政府実現に向けて基盤を整備する	-		
VI 3 7	医療を始めとする社会保障分野の情報化を推進するとともに、社会保障・税に関わる番号制度の実現に向けた検討に参画する。	-			
VII 1 1	↓	国民 と向き	国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かす。また、現状を把握し改善に結び付ける取組の状況を示す指標の開発を図る。	-	
VII 1 2		着らず、 実践	厚生労働省が推進する施策を厚生労働省内で自ら実践する。(ワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等)	-	
VIII 1 1		コスト	省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する	-	
IX 1 1	↓	人事、 能力 向上	新しい人事システムを構築するとともに、各局各課の組織目標の数値化を進める。また、厚生労働省に不足する7つの能力(実態把握能力、コスト意識・ムダ排除能力、コミュニケーション能力、情報公開能力、制度・業務改善能力、政策マーケティング・検証能力)の向上を図る	-	